

## 入札説明書

独立行政法人都市再生機構西日本支社の「大和川左岸(三宝)地区仮住まい住宅調達業務」の入札公告に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和3年9月 28 日

2 契約担当役等

契約担当役 西日本支社長 田中 伸和

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森ノ宮一丁目6番 85 号

3 調達の概要

(1) 調達件名 大和川左岸(三宝)地区仮住まい住宅調達業務

(2) 履行場所 大阪府堺市堺区南島町6丁 地内

(3) 履行内容 主な履行内容は以下の通りである。

① 仮住まい住宅の設計

イ) 仮住まい住宅設置に関する官公庁等との協議

ロ) 設計図書の作成

② 仮住まい住宅の設置

イ) 組立・加工

ロ) 設置に当たっての各種申請等業務

(4) 履行期間

① 設置期間 契約締結日の翌日から令和4年5月 31 日まで

4 競争参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成 16 年独立行政法人都市再生機構通達第 95 号)第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 令和3・4年度独立行政法人都市再生機構西日本支社物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(一般競争参加資格の再認定を受けた者は除く)でないこと。

(4) 当機構西日本支社から指名停止の通知を受けている期間中でないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者でないこと。

(6) 本件調達と同種類似業務の実績があることを証明した者であること。

(7) 建築士法(昭和 52 年法律第 202 号)第 23 条に基づく一級建築士事務所登録があり、実施設計を行える者であること。

(8) 本件調達に関し、迅速なアフターサービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

## 5 担当部署

〒536-8550 大阪府堺市堺区三宝町四丁 274 番地2

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

都市再生業務部 堺都市再生事務所 企画補償課 TEL072-282-7722

## 6 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加資格者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

① 提出期間:令和3年9月28日(火)から令和3年10月11日(月)(競争参加資格確認審査基準日という。)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時の間を除く)。

※あらかじめ電話予約の上、来社すること。

② 提出場所:独立行政法人都市再生機構 西日本支社 堺都市再生事務所 企画補償課宛

③ 提出方法:申請書及び資料の提出は、提出場所へ持参することにより行うものし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、4(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資料を提出することが出来るが、競争に参加するためには申請書の提出期限(令和3年10月11日)までに一般競争入札参加資格審査の申請を行い、かつ、開札日までに当該資格の確認を受けていなければならない。

(2) 申請者は、「登録業者公表名簿(物品購入等)」に登録又は「有資格者名簿(記載部分)」の写しの提出が必要である。なお、有資格者名簿は、下記のHPで確認できる。

<http://www.ur-net.go.jp/order/procedure.html>

※競争参加資格認定書の写しの提出は、令和3年4月1日で取りやめになっております。

(3) 資料は、次に従い作成する事。

① 本調達と同種類似業務実績

4(6)に掲げる資格があることを判断できる、平成23年度から公告日の前日までに実施した本調達と同種類似実績を別記(様式-2)に記載し、必要書類(契約書の写し・図面の写し)を持参し提出すること。

※同種類似実績とは軽量鉄骨造又は鉄骨(S)造の2階以上の家屋又は事務所を設計施工し引き渡し、若しくはリース契約したもの。

② 建築士事務所登録

4(7)に定める一級建築士事務所の登録済みであることが確認できる書面を(様式-3)に添

付すること。

③ アフターサービスの体制

4(8)に掲げる体制を整備できることを判断できる体制図を記載すること。(A4版様式自由)。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和3年10月22日(金)までに通知書を送付する。

(5) その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- ② 機構は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先:5に同じ

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、機構に対する競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式自由)により説明を求めることができる。

- ① 提出期間:令和3年10月25日(月)から令和3年11月4日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時の間を除く)。※あらかじめ電話予約の上、来所すること。
- ② 提出場所:5に同じ
- ③ 提出方法:書面は持参することにより提出するものとし、郵送でも可能とするが7(1)①の期間中、提出場所に到着したものに限る。

(2) 機構は、説明を求められたときは、令和3年11月15日(月)までに説明を求めた者に対し、書面の送付をもって回答する。ただし、一時期に説明を求められる件数が集中する等の場合には、回答期間を延長することがある。

8 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合には、次に従い、質疑応答書(様式-4)により提出すること。

- ① 提出期間:令和3年9月28日(火)から令和3年11月17日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時の間を除く)。
- ② 提出場所:5に同じ。
- ③ 提出方法:提出場所へ持参又は、8(1)①の期間までに必着する書留郵便による郵送とする。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間: 令和3年11月24日(水)から令和3年11月29日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで(ただし、午後0時から午後1時の間は除く)。

② 閲覧場所: 5に同じ。

#### 9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書提出締切日時: 令和3年11月30日(火)午後5時

(2) 開札日時: 令和3年12月1日(水)午後2時

(3) 入札書提出場所

〒536-2550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部 契約課 TEL 06-6969-9025

開札場所

〒536-2550 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 入札室(予定)

※入札参加者の開札時の立会いは不要である。

#### 10 入札方法等

(1) 入札書は、持参または書留郵便による郵送とすること。電送による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(3) 第1回の入札に際しては、入札金額の見積内訳書(任意様式)を提出すること(見積内訳書は封筒に入れないこと)。

なお、郵送による入札の場合は、当該見積内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送すること。

(4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

#### 12 開札

入札者またはその代理人が開札に立ち会わない場合には、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて開札を行う。

#### 13 入札の無効

本掲示において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をし

た者のした入札及び別添入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

#### 14 落札者の決定方法

当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す事となる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

#### 15 手続きにおける交渉の有無 無

#### 16 契約書作成の要否等 別添契約書(案)により当機構において契約書を作成する。

#### 17 支払い条件 別添契約書(案)による。

#### 18 独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

##### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

##### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 1者応募又は1者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

19 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語と通貨は、日本語と日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は別添入札心得書及び別添契約書(案)等を熟読し、入札心得を厳守すること。
- (3) 申請書および資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

別記様式 1

(用紙A4)

本競争に必要な「(工種・等級)」の登録状況(申請日時点): ※以下、当てはまる□にチェック・記載

申請中⇒新規又は更新 工種等追加 地区追加

済⇒有資格者名簿の該当部分を提出 又は 登録番号記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本社

支社長 田中 伸和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

令和3年9月28日付けで掲示のありました『大和川左岸(三宝)地区仮住まい住宅調達業務』に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構通達第95号)第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。(イ)

記

- 1 入札説明書6(3)①に定める同種類似実績を記載した書面
- 2 入札説明書6(3)②に定める一級建築士事務所の登録が確認できる書面
- 3 入札説明書6(3)③に定めるアフターサービスの体制を記載した書面

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(432円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(様式-2)

平成 23 年度以降における 軽量鉄骨造又は鉄骨(S)造の2階以上の  
家屋又は事務所を設計施工し引き渡し、若しくはリース契約した実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 電話番号	
業務の概要※1	

※1 記入に際し、1件当たり本様式1枚とし、2件ある場合は、本様式をコピーして作成すること。また、記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。

・当該業務に係る契約書の写し及び建物構造がわかる図面(平面・立面・矩形図)の写し、また、建物構造・階数・用途・延べ床面積について記載する。



一級建築士事務所の登録済みであることが確認できる書面

(様式-4)

## 質 疑 応 答 書

事業者名	実印
質問事項	回答

担当	部署	
	氏名	
	電話番号	

## 契 約 書

- 1 契約の名称 大和川左岸（三宝）地区仮住まい住宅調達業務
- 2 品名、規格及び数量 別添仕様書のとおり。
- 3 納入場所 大和川左岸（三宝）地区
- 4 納 期 令和4年5月31日
- 5 契約金額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
- 6 支払条件 完了払

上記の物品について、発注者と受注者は、次の条項によってこの契約を締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	
	氏 名	印
受注者	住 所	
	氏 名	印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品（以下「物品」という。）に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、頭書の契約金額（運賃及び梱包費を含む。以下同じ。）をもって頭書の納期までに、頭書の納入場所に物品を納入し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金として頭書の契約金額を支払うものとする（以下、契約金額、納期及び納入場所については、「頭書の」を省略する。）。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 受注者は、この契約の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とす

る。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(仕様書等の変更)

第4条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は物品の納入に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは納期又は契約金額を変更することができ、それにより受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納期の延長)

第5条 受注者は、納期内に物品の全部又は一部について、納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納期の延長変更を請求することができる。ただし、受注者は、自己の責めに帰すべき事由により納期を延長したときは、その部分の契約金額相当額に対し、延長日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し支払うものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由によるものである場合には、発注者が負担するものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 受注者は、物品を納入場所に完納したときは、遅滞なく、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に物品の納入に係る確認の検査を行わなければならない。

3 前項の検査を受けるため通常必要な経費並びに物品の変質、変形、消耗、損傷等の予防及び修補にかかる費用は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査の合格の日をもって、当該物品の引渡しを受けたものとし、所有権は引渡しを完了したときに発注者に移転するものとする。

5 受注者は、物品が第2項の検査の結果、不合格品又は不足品が生じたときは、発注者の指示するところにより代品を納入し、発注者の検査を受けなければならない。この場合、検査及び引渡しについては、前各項の規定を準用する。

(契約金額の支払い)

第8条 受注者は、前条の検査に合格したときは、契約金額の支払いを発注者に対し請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金額を受注者に支払うものとする。

(部分引渡し)

第9条 発注者は、納期の前であっても、必要があるときは、受注者に物品の一部（以下「指

定部分」という。)について引渡しを求めることができる。この場合、当該指定部分の物品の納入が完了したときについては、第7条中「物品」とあるのは「指定部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、物品の納入の一部が完了したときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第7条中「物品」とあるのは「引渡部分に係る物品」と、前条中「契約金額」とあるのは「部分引渡しに係る契約金額」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用される前条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約金額については、発注者と受注者が協議して定める。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、物品の全部が納入されるまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第2条の承諾を得ずに又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

- 二 正当な理由なく、納期までに又は納期経過後相当の期間内に物品の納入を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 引き渡した物品に契約不適合がある場合において、その不適合により契約の目的を達成することができないとき。
- 三 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- 五 契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 八 第15条又は第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

十 第18条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第16条 受注者は、第4条の規定により業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条 第15条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができるものとする。

一 納期までに物品の引渡しができないとき。

二 物品に契約不適合があるとき。

三 第12条又は第13条の規定により物品の全部の納入後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第12条又は第13条の規定により、物品の全部の納入前にこの契約が解除されたとき。

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

- 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から第9条の規定による部分引渡しに係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。  
（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第18条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。



(受注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者の責めに帰すべき理由により第8条第2項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年(365日当たり)2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第20条 発注者は、引き渡された物品に関し、第7条第4項(第9条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から1年以内に契約不適合である旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第7条第2項(第7条第6項又は第9条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

第21条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金その他の金銭債務を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年(365日当たり)3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(適用法令)

第22条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約及びこの契約に関連して発注者と受注者との間において締結された契約、覚書等に関して、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、頭書の発注者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第24条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 入札に係る提出書類について

- 1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、「使用印鑑届」(実印を使用印とする場合も含む)及び「印鑑証明書正本」(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、「年間委任状」及び「印鑑証明書正本」(原本発行日から3か月以内)を提出してください。(一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間))。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。
- 3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。
  - (1)代表者本人が入札される場合:名刺など本人を確認できる書類を提出してください。
  - (2)代理人の方が入札される場合:委任状(年間委任状を提出した復代理人を含む)及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以上

入札書及び封筒(様式)

## 入 札 書

金 円也 (税別)

ただし、.....(件名)大和川左岸(三宝)地区仮住まい住宅調達業務.....

入札及び見積心得書(物品購入等)及び入札説明書記載内容を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

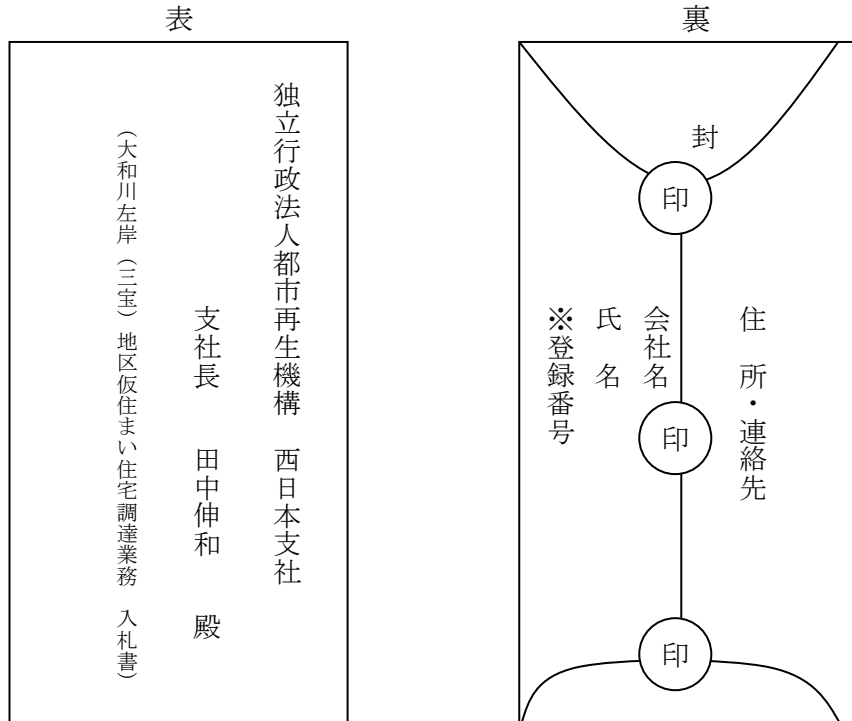
印

代 理 人

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社  
支社長 田 中 伸 和 殿

封筒様式



※競争参加資格認定通知書に記載されている登録番号を必ず記載すること。

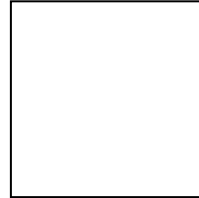
提出された入札書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないことから、登録番号の記載漏れ、間違い等については無効となるので注意すること。

## 使 用 印 鑑 届

使用印



実印



上記の印鑑について、入札見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領に関して使用する印鑑としてお届けします。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

独立行政法人都市再生機構 西日本支社  
支社長 田 中 伸 和 殿

- 注1 競争参加資格の有効期間を限度とし、提出すること。また、記載内容に変更が生じた場合、再度の提出をすること。なお、使用人の使用印を変更する場合もその旨届け出ること。
- 2 本届には、印鑑証明書（原本・発行開始日から3か月以内）を添付すること。なお、委任状又は年間委任状と併せて本届を提出する場合には、印鑑証明書の提出は1部で足りる。
- 3 使用印を届け出る機構の本支社、事務所等ごとに作成し、提出すること。

# 委任状

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構西日本支社の発注する「大和川左岸(三宝)地区仮住まい住宅調達業務」に関し、下記の権限を委任します。

## 記

### 1. 入札及び見積りに関する一切の件

代理人使用印鑑	
---------	--

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏 名

印

(受任者)

住 所

商号又は名称

所属部署

氏 名

印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 田 中 伸 和 殿